

令和5年度事業計画書

2023年に入り新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少傾向に転じ、それに伴い感染症法上の分類が5月8日以降は幅広い医療機関の受診が可能となる季節性インフルエンザ等と同じ5類感染症に移行するなど国内国外の経済社会情勢に3年にわたる打撃を与えた感染症も収束が見え始めている。ロシアのウクライナ侵攻が1年以上となり終わりが見えない中、世界的なエネルギー価格や穀物価格など様々な分野での原材料価格の高騰は継続している。

一方、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現」を目指す国内外の動きが確実に広がりを見せている。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書 統合報告書が3月20日公表され、気温上昇1.5度に抑制するため、2030年二酸化炭素排出量の半減が必要であり、省エネと再生可能エネルギー導入の加速化が訴えられた。当協会は、長野県が掲げる「徹底的な省エネルギーと再生利用可能エネルギーの普及拡大の推進」によるゼロカーボンを目指す取り組みを、県内経済団体、業界団体、金融機関等幅広い関係団体と連携し、中小事業者の二酸化炭素排出量削減の効果的で無理のない自主的取り組みである環境マネジメントシステム「エコアクション21」認証・登録を推進することにより協働して進めるとともに、環境検査、事業所の環境部門担当者等を対象とする研修事業などを実施し、県内事業所の環境経営の普及拡大に努め、当協会の目的である県民生活環境の保全並びに産業の発展に寄与するものである。

事業実施に当たっては、個々の業務の必要性・優先順位・実施手法を検討し、効率的・効果的な業務の実施に努める。

以下に、具体的な事業計画を示す。

なお、本年度事業の執行については、基本的な新型コロナウイルス感染症の感染対策に配慮するものとする。

(注) 新：新たな事業)

1 相談・アドバイス事業

会員等の依頼に応じ、環境保全施設の設置、改善、維持管理、廃棄物の適正処理及び有効利用方策、省エネ等の課題など、産業環境保全対策関連全般にする相談・アドバイスを以下の区分により実施する。

(1) 環境マネジメントシステムに関する助言

会員等がエコアクション21並びにISO14001に対する理解を深めるための啓発活動の実施や、認証取得希望会員に対して認証が効率的に行われるよう相談・アドバイスを実施するとともに、このシステムが有効に機能し得るよう相談・アドバイスをを行う。

(2) 化学物質管理、省エネルギーに関する高度な専門的アドバイス

化学物質管理、省エネ（工場などの建物の省エネ含む）など専門的知識が要求される事項については、当協会技術専門委員ほか専門家及び専門機関の協力を得て、要望に沿ったアドバイスをを行う。

(3) 水質分析に基づくアドバイス及び水質分析の奨励

会員等に対し定期的な水質検査により適正に水質保全を図ることを奨励するとともに、その分析結果に基づき環境保全施設の運転管理についての的確なアドバイスをを行う。

(4) 環境問題に関するアドバイス

騒音・振動及び悪臭（いわゆる感覚公害）などの環境問題の相談・アドバイスを実施する。

2 各種講習会事業

会員等の事業所の環境対策を担う担当者を対象として、基礎から最新の知識・技術・情報を習得できる実践的な講習会を開催する。

新型コロナウイルス感染防止、専門講師の確保及び遠方の会員事業所等の便宜を図るため、会場講習にこだわらず、積極的にWeb方式の講習会も企画・実施する。

(1) 環境保全基礎研修会

会員企業等の社員への産業環境教育の場としての活用を目的に、主として新たに企業の環境担当になった会員企業等の職員を対象とした環境関連法規や、環境対策技術の基礎を習得する講習会を開催する。

(2) 化学物質管理関係研修会

特に製造業に取り組みが求められる化学物質関係の国内外の環境規制の動向について、専門家を講師とした研修会を開催する。

(3) 再生可能エネルギー導入や二酸化炭素排出削減に関する研修会

喫緊の課題であるCO₂排出量の削減に関する具体的・実践的な手法について、エコアクション21セミナーのテーマのひとつとして、専門家を講師とした研修会を企画・開催する。

(4) 環境課題解決研究会

会員事業所等の環境保全対策上の課題や環境法令の改正に伴い必要となる対応について、必要に応じ、専門家を交え、担当者が意見交換・検討する場として、研究会を設置する。本年度テーマは、昨年度に引き続き、会員事業所から排水に関する課題を募集し設定する。

3 エコアクション21認証・登録地域事務局事業

国内中堅・中小企業の環境経営を支援し、環境と経済の好循環を推進することを目的に、環境省が制定した環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の中核地域事務局として、認証・登録に関する業務を行うとともに長野地域普及戦略会議が策定した方針及び具体的な普及戦略等によりエコアクション21の県内事業者への普及拡大を図る。

(1) 基本方針（2023年度～2025年度）

(趣旨)

長野県が掲げる「徹底的な省エネルギーと再生利用可能エネルギーの普及拡大の推進」により、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「気候非常事態宣言」に賛同し、県内中小事業者の二酸化炭素排出量削減の効果的で無理のない自主的取り組みである環境マネジメントシステム「エコアクション21」認証・登録を推進し、県内中堅・中小企業の環境経営を支援する。

(推進の方策)

- エコアクション21セミナーの開催による基本的な制度理解の増進
環境マネジメントシステムの基本的な理解/脱炭素・SDGsとの親和性の理解/
取組（省エネ・再エネ導入）メリットの理解
 - 2050年ゼロカーボンを標榜する県内自治体へ「認証取得研修会」などエコアクション21の活用を呼びかける普及活動の実施
 - 普及戦略会議主催の「認証取得研修会」の継続実施
 - わかりやすい普及パンフレットの作成・配付・活用
- (数値目標) 新規認証取得事業所数の目標を30事業所程度とする。

(2) 2023年度における具体的戦略

①エコアクション21セミナー

長野県と共催し、認証・登録中の事業者向けの効率的な運用方法説明会や新たに
取り組む事業者向け説明会の開催。

②集団コンサルティング研修会

普及戦略会議が主体となった、認証取得を目指す研修会の開催。

③EA21研修会と連携した無料個別相談会の定例開催

環境マネジメント等の相談を無料、個別で受けられる相談会の毎月1回の開催。

④新たな審査員育成に向けたPR活動の実施

中央事務局や信州EA21研修会と連携した新たな審査員育成のためのPR活
動の実施。

⑤**新** 2050年ゼロカーボンを標榜する県内自治体への認証取得研修会などエ
コアクション21活用の呼びかけの実施。

⑥**新** 普及用パンフレットの作成・配付

普及戦略会議構成団体など各団体の特性に応じた活用しやすいパンフレットの
作成・印刷・配布。

(3) 2023年度数値目標 新規認証取得事業所数の目標を10事業所程度とする。

(4) 2024年度及び2025年度における具体的な戦略

- ①骨格は2023年度と同様とし、各方策の効果を随時評価し、変更し実施する。
- ②各年度とも新規認証取得事業所数の目標を10事業所程度とする。

4 情報の収集及び提供等

(1) 環境速報の発行

環境関係の法令及び条例の改正、新技術の紹介、公害防止管理者国家試験、同
認定講習の実施、その他事業所の環境管理に必要な情報を「環境速報」として提
供する。会員へのタイムリーな情報提供の観点から、不定期の発行とする。

(2) 会報の発行

会員相互の理解促進等に資するため、投稿による環境保全に関する新技術等の
紹介、論文体験談、その他幅広い記事を掲載した会報「サン」を発行する。

原稿募集の際の会員への情報発信について、様々な媒体の利用を検討する。

(3) 「公害関係基準のしおり」の印刷・頒布

会員事業所等の各種環境基準に基づく適正管理業務に必要な情報提供のため、長野県環境部が県ホームページで公開している「公害関係基準のしおり」を長野県オープンデータサイトの利用規約に基づき、印刷・頒布する。

(4) 関係団体との情報交換

産業環境管理協会他、関係諸団体、諸機関と連絡を密にし、情報の収集、提供を図る。

(5) 協会ホームページの充実

ホームページ内容の充実を図り、会員のニーズにあった情報サービスの提供に努める。

(6) 会員加入の促進のための情報提供等

本会会員への加入促進に資するため、協会主催の研修会、イベント開催時に協会事業に関する情報等を提供する。

5 各種環境イベント参加・協力事業

(1) 信州環境フェア

実行委員会構成団体として協力する。

(2) キッズサイエンスへの出展

若い世代への協会事業のPRを目的に出展する。

6 表彰

環境保全意識の高揚に資するため、次の表彰を行う。

(1) 環境保全実務功労者の顕彰

会員事業所において、15年以上にわたり、公害防止管理者または環境保全実務担当者として、環境保全に功労のあった者を表彰する。

(2) 環境保全対策優良事業所の表彰

最近の5年間(それ以前に重大な公害事故を惹起した会員を除く)に環境保全のための諸法令に違反すること無く、その責務を全うし、地域住民から信頼され、地域社会に貢献している事業所を表彰する。

(3) 産廃資源化・減量化モデル事業所の表彰

産廃の資源化、減量化、及び省エネ等の技術開発等により、その実用化に成功し、成果を納めている事業所を表彰する。

7 建議陳情 必要に応じ理事会に諮り、実施する。